

青森市産官学連携プラットフォーム単位互換に関する包括協定書

この協定に参加する各大学(短期大学を含む)は、相互の交流と協力を振興し、教育研究の活性化及び教育課程の充実を図りつつ、学生に多様な教育を提供することを目的とし、次により単位互換を行うことに合意する。

(対象学生)

第1条 本協定による単位互換制度の対象となる学生は、本協定に参加する各大学に在学する学生とする。

(受け入れ学生の名称)

第2条 本協定に基づき、各大学が受け入れる他大学の学生は、単位互換履修生と称する。

2 本協定で各大学が受け入れる他大学の学生の身分は特別聴講学生とする。

(履修期間)

第3条 単位互換履修生の履修期間は、各大学の学期毎とする。

(履修できる授業科目等)

第4条 単位互換履修生が履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、毎年度協議のうえ定める。

(受入学生数)

第5条 各大学が受け入れる単位互換履修生の数は、受入大学が決定する。

(履修方法)

第6条 単位互換履修生の履修方法については、受入大学の規則の定めるところによる。

(成績の評価)

第7条 単位互換履修生の成績評価については、受入大学の定めるところにより、これを評価し、所属大学に所定の時期までに報告する。

(単位の認定)

第8条 所属大学は、受入大学の報告に基づき、所属大学の定めるところにより単位を認定する。

(授業料等の費用)

第9条 単位互換履修生の受入に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(運営組織)

第10条 本協定書に基づく単位互換を円滑に実施するため、本協定に参加するすべての大学の代表者による運営組織を設ける。

(改廃)

第11条 本協定に参加する大学の変更及び本協定書の改廃については、学長間の協議によるものとする。

(その他)

第12条 本協定書に定めるもののほか、単位互換の実施に関する細目は、覚書により別に定める。

2 本協定書は4通作成し、それぞれ記名押印の上、各自が1通を保管する。

令和5年4月1日

青森大学

学 長

澁谷 泰秀



青森中央学院大学

学 長

佐藤 敬



青森明の星短期大学

学 長

花田 慎



青森中央短期大学

学 長

佐藤 敬

